

栗原地域の地域資源活用による滞在型観光等推進業務 企画提案募集要領

栗原地域の観光面の課題として、観光客の特定時期への集中や日帰り通過型観光が中心であることなどがあげられる。本業務では、本地域の歴史・文化、自然環境など地域資源を活用、磨き上げを行い、滞在時間を増加させる新たな観光コンテンツを造成することにより、滞在型観光の推進を図ることを目的とする。

1 委託事業名

栗原地域の地域資源活用による滞在型観光等推進業務

2 事業内容

栗原地域の地域資源活用による滞在型観光等推進業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

3 委託期間

委託契約締結の日から令和9年3月5日（金）まで

4 事業費（委託上限額）

599,500円（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の額を含む。）

5 応募資格

以下の（1）から（7）までに掲げる要件の全てを満たすものとする。

- （1）宮城県内に本社、支社、営業所又はこれに類する事業拠点を有し、栗原地域の地域資源活用による滞在型観光等推進業務に取り組むことができる法人又は団体等で、本業務の実施について、県の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加資格）の規定に該当しないこと。
- （3）宮城県税及び消費税等を滞納していないこと。
- （4）宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和6年4月1日施行）の別表各号に掲げる資格制限の要件に該当しないこと。
- （5）宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- （6）政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しないこと。
- （7）宗教団体（宗教法人（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しないこと。

6 スケジュール

募集開始から契約締結、業務着手から完了に至るまでの予定は下表のとおりである。

企画提案の募集開始	令和 8 年 9 月 28 日（月）
質問受付	令和 8 年 9 月 28 日（月）から 令和 8 年 10 月 15 日（木）まで
質問への回答	令和 8 年 10 月 21 日（水）までに回答
企画提案書の提出期限	令和 8 年 10 月 27 日（火）
企画提案書のプレゼンテーション審査	令和 8 年 10 月 29 日（木）※予定
審査結果の通知	令和 8 年 11 月上旬 ※予定
契約の締結及び業務開始	令和 8 年 11 月上旬 ※予定
委託契約終了	令和 9 年 3 月 5 日（金）

7 応募に係る提出書類

提出部数は各 1 部とするが、（2）企画提案書のみ 5 部提出すること。

- （1）栗原地域の地域資源活用による滞在型観光等推進業務委託応募提出書（様式第 1 号）
- （2）企画提案書（様式第 2 号）
- （3）業務経費見積書（任意様式）
- （4）企画提案応募条件に係る宣誓書（様式第 3 号）
- （5）その他添付書類

ア 定款等（法人格を有しない場合は、運営規則等）の写し

イ 法人にあっては、法人の登記事項証明書（3 ヶ月以内に取得したもの）

ウ 役員名簿

エ 事業者（連携する事業者も含む）の組織体制や業務の内容を表するもの（概要、パンフレット等）

オ 本業務受託時の執行体制図

カ 直近 1 年の事業年度の事業報告書、収支決算書、貸借対照表、損益計算書

キ その他、県が必要と認める書類（指示した場合のみ提出）

8 応募方法

- （1）提出場所

〒987-2251

栗原市築館藤木 5-1 宮城県栗原合同庁舎

宮城県北部地方振興事務所栗原地域事務所地方振興部商工・振興班

（電話：0228(22)2195、ファクシミリ：0228(22)6284）

- （2）提出期間

令和 8 年 9 月 28 日（月）から令和 8 年 10 月 27 日（火）午後 5 時まで

- （3）提出方法

持参又は郵送

※郵送の場合は書留郵便により令和 8 年 10 月 27 日（火）午後 5 時必着とする。

- （4）募集に関する質問の受付及び回答

本事業に関する質問は、質問書（様式第 4 号）により受け付ける。口頭及び電話による質問については応じない。

ア 質問受付期間

令和8年9月28日（月）から令和8年10月15日（木）午後5時まで

イ 提出方法

電子メールとし、件名を「栗原地域の地域資源活用による滞在型観光等推進業務 企画提案に関する質問」とすること。

ウ 提出先

宮城県北部地方振興事務所栗原地域事務所地方振興部

nh-khsinbk@pref.miyagi.lg.jp

エ 質問への回答

令和8年10月21日（水）午後5時までに、宮城県北部地方振興事務所栗原地域事務所地方振興部のホームページへ随時掲載する。ただし、質問又は回答の内容が特定の質問者の具体的な提案事項に密接に関わる場合は、当該質問者のみに電子メールで回答する。また、質問の内容によっては回答しないことがある。

9 委託先の選考方法

（1）審査方法

栗原地域の地域資源活用による滞在型観光等推進業務委託事業者選考委員会（以下、選考委員会という）において、面接審査（令和8年10月29日予定）を行い、応募各者に説明を求めた上で、提出書類を審査する。

（2）審査内容

審査は、下記の評価項目、評価基準により100点満点で行うものとし、各項目の配点は以下のとおりとする。

ア 業務実施体制 20点

- （ア）業務執行能力があるか（10点）
- （イ）業務実施体制を確立しているか（5点）
- （ウ）事業実施のスケジュールは適切か（5点）

イ 企画提案内容 70点

- （ア）仕様に沿った内容となっているか（10点）
- （イ）栗原地域の実情を理解し、地域の特色を生かした内容か（15点）
- （ウ）滞在型観光等の推進が期待できる内容か（15点）
- （エ）事業後の継続性、発展性が期待できるか（15点）
- （オ）本事業の取組を訴求対象に効果的に周知するための提案がなされているか（10点）
- （カ）本事業の成果目標及びその測定方法は適切か（5点）

ウ 業務経費 10点

- ・提案内容に応じた事業規模の所要額が適正に見積もられているか（10点）

（3）委託候補者の選定方法

ア 委員は、評価項目ごとに採点した点数を合計の上、評価合計点が60点以上の企画提案者の評価合計点を比較し、最も合計点が高い企画提案者から順に順位付けする。

なお、評価合計点が同点の場合であっても、総合的な優劣を判断し、順位付けを行うこととする。

イ 各委員の上記アの順位を合計し、その合計が最小であった企画提案者を委託候補者として選定する。ただし、順位の合計点が同点の企画提案者が複数ある場合は、提出した見積書の金額が最も少額である者を委託候補者として選定する。また、合計点及び見積書の金額が同じとなった場合は、選考委員会において総合的な優劣を協議し、委託候補者を選定する。

ウ 企画提案者が1者の場合であっても審査を行い、60点以上と評価した委員が過半数に達した場合は、業務委託候補者として選定する。また、業務委託候補者として選定されない場合は、再度、企画提案者を募集するものとする。

なお、応募者が多数となった場合は、面接審査を行う前に、書面により審査を行う場合がある。

(4) 選定結果の通知

選定結果は、応募者全員に文書により通知する（令和8年11月上旬予定）。

(5) 契約予定者の選定の取消

次の場合は、契約予定者の選定を取り消し、選定結果が次点の者を契約予定者とする。

ア 契約予定者が辞退した場合。

イ 入札参加登録簿に登録されている契約予定者が、委託契約を締結するまでの間に登録を抹消された、又は入札参加資格制限を受けた場合。

10 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

- (1) 参加資格を満たさなくなった場合又は参加資格を満たさないことが判明した場合。
- (2) 応募書類や提案内容に虚偽があることが判明した場合。
- (3) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合。
- (4) 本募集要項等の規定に従っていない場合。
- (5) 9に示す面接審査に参加しなかった場合。
- (6) 同一の応募者が2つ以上の企画提案書を提出した場合。
- (7) 企画提案に関する手続きの公正な執行を妨げた場合。
- (8) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合。

11 その他留意事項等

- (1) 企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、県は本公募型プロポーザル方式による本事業の実施を延期又は取りやめることがある。
- (2) 採用された団体については、協議の上、宮城県財務規則等の規定に基づき委託契約を締結する。
- (3) 本業務の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と業務委託候補者間で協議の上、決定する。また、県との間で本業務の委託契約が成立した場合、具体的な業務内容や進め方等については、逐次県と協議することとする。

- (4) 委託候補者は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を契約締結前に納付すること。ただし、財務規則第98条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。
- (5) 審査結果及び採択事業者名を県のホームページで公表する。
- (6) 提出された書類は、事業実施団体の選定以外に原則として使用しない。
- (7) 提出された書類は、選定事務等必要な範囲で複製を作成することがある。
- (8) 提出された応募書等の書類は返却しない。
- (9) 提出期限後の提出書類の再提出及び差替えは原則として認めない。
- (10) 企画提案の提出後、内容について説明を求めることがある。
- (11) 企画提案に要する費用は、全て応募者の負担とする。
- (12) 応募受付後に辞退する場合は、その旨を書面にて提出すること（様式第5号）。
- (13) 提出された企画提案書等は、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）その他の法令の規定に基づき、開示する場合がある。
- (14) この契約は、電子契約を選択することができる。

(別表) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱

注) 使用人が、登録業者のために行った行為は、登録業者の行為とみなす。

措 置 要 件
1 登録業者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
2 登録業者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）の威力を利用するなどしていたと認められるとき。
3 登録業者又はその役員等が、暴力団等又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
4 登録業者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
5 登録業者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。